

第59号議案

平成27年度 豊後大野市病院事業特別会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度豊後大野市病院事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病院

病床数	一般病床	156床		
	療養型病床 (医療)	27床		
	療養型病床 (介護)	12床		
	感染症病床	4床	計	199床
患者数	入院患者数 (一般病床)	51,707人	1日平均	141人
	入院患者数 (療養型病床医療)	8,400人	1日平均	23人
	入院患者数 (療養型病床介護)	3,733人	1日平均	10人
	外来患者数	97,200人	1日平均	400人

(2) すこやか訪問看護ステーション

利用者数	3,360人	1月平均	280人
------	--------	------	------

(3) 建設改良等の事業概要

公有財産購入費	7,056千円
設備	8,213千円
器械備品	321,877千円
車両	2,505千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	3,466,154千円
第1項 医業収益	3,050,247千円
第2項 医業外収益	386,347千円
第3項 特別利益	1千円
第4項 すこやか訪問看護ステーション収益	29,559千円

	支 出
第1款 病院事業費用	3,724,604千円
第1項 医業費用	3,585,271千円
第2項 医業外費用	100,480千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 すこやか訪問看護ステーション費用	38,851千円
第5項 予備費	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額106,336千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,637千円及び当年度分損益勘定留保資金81,699千円で補てんするものとする。）。

	収 入
第1款 資本的収入	413,108千円
第1項 出資金	114,505千円
第2項 補助金	1千円
第3項 繰入金	1千円
第4項 寄付金	1千円
第5項 企業債	298,600千円

支 出

第1款	資本的支出	519,444千円
第1項	建設改良費	339,651千円
第2項	企業債償還金	177,392千円
第3項	研修資金貸付金	2,401千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療器械購入	298,600	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市及び病院財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用とすこやか訪問看護ステーション費用の間における給与費の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-------------|
| (1) 給与費 | 2,128,081千円 |
| (2) 交際費 | 500千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 病院運営及び医療器械等施設整備のため他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、31,817千円である。

(1) 収益的収入

国民健康保険特別会計から	国民健康保険保健事業補助金	1千円
国民健康保険特別会計から	救急患者受入体制支援事業補助金	1千円
一般会計から	小児救急医療対策事業補助金	518千円
一般会計から	救急医療施設運営費等補助金	31,296千円

(2) 資本的収入

国民健康保険特別会計から	国保診療施設整備補助金	1千円
--------------	-------------	-----

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、594,215千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産	種類	名称	数量
	医療器械	病院総合情報システム	1式

平成27年2月27日提出

豊後大野市長 橋本祐輔